

# 川越市子ども・子育て支援

## 事業計画スタート

こども政策課 224-6278

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、市では同事業計画を策定しました。計画では将来を担う子どもたちが健やかに成長でき、保護者が子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを目指していきます。

### 計画期間

平成27年4月～同32年3月

### 基本理念

「安心して子育てができるまち川越」

### 主な内容

■教育・保育の量の見込みと確保方策  
保育需要や人口推移等に注視し、必要な区域への認可施設の整備等を行い、待機児童の解消を目指します。

■地域子ども・子育て支援事業等実施  
保育が必要な子どもだけでなく、全ての子育て家庭を支援する仕組みです。家庭で子育てをする方も利用でき

る地域の子育て支援に取り組んでいきます。主な事業は次のとおりです。

### 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

### 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、宿泊を伴う養育を行う事業（ショートステイ事業）および平日の夜間に養育を行う事業（トワイライトステイ事業）です。

### 放課後児童クラブ（学童保育）

保護者が昼間にいない児童が放課後小学校等で過ごすための取り組みです。

### 病児保育事業

ファミリー・サポート・センター事業

緊急サポートセンター事業

地域子育て支援拠点事業

\*

\*詳しくは、9ページをご確認ください。

### 基本理念に基づく目標

- 子どもと親の豊かな健康づくりの推進
- 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援
- 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進
- 要支援児童へのきめ細かな取り組みの推進
- 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

## 新制度の幼稚園等に係る利用者負担額について

こども政策課 224-6278

新制度に移行する幼稚園や認定こども園を利用する場合の、教育標準時間認定(1号認定子ども\*1)の平成27年度利用者負担額が下表のとおり決まりました。市内在住の方で、新制度の対象となる幼稚園・認定こども園(市外の施設含む)に通う場合に適用されます。

\*1=1日4時間程度の幼児教育を希望し、市から認定を受けた満3歳以上の小学校就学前の子ども。

階層	児童の属する世帯の階層区分 定義	利用者負担額 (月額)	
1	生活保護世帯等	0円	
2	1階層を除き、市区町村民税の非課税世帯	0円	
3	1階層を除き、市区町村民税課税世帯のうち均等割額のみ課税の世帯	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	3,000円
4	上記以外で市区町村民税所得割額が右記	77,100円以下	ひとり親世帯等 15,100円
			ひとり親世帯等以外の世帯 16,100円
5	77,101円以上211,200円以下	20,500円	
6	211,201円以上	24,000円	

\*新制度では、市区町村民税の年度切り替えにより、毎年9月が利用者負担額の切り替え時期となる予定です。

\*市区町村民税については、4～8月の利用者負担額については前年度分、9月以降は当該年度分で判定します。

\*ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)のいる世帯を含みます。

\*園によって、文房具などの実費徴収や上乗せ徴収が必要となることがあります。詳しくは各園にお問い合わせください。

\*幼稚園年少から小学3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

### 市内の幼稚園

平成27年度に新制度の対象施設となる幼稚園は市内にはありません。新制度に移行しない幼稚園については各園が定めた保育料等を各園に納めますが、所得に応じた幼稚園就園奨励費が年度末に支給されます。



# 地区計画、ご存知ですか？

都市計画課 224-5945

住みよい環境の整備や豊かな自然の保全など、地域の特性を生かしたまちづくりのため、市内の一部の地域では地区計画が定められています。

## 地区計画って何？

生活に身近な地区を単位として、建物の建て方や用途などについて、地区の特性に応じたきめ細やかなルールを定めた、都市計画法に基づく制度です。

地区計画を導入している地区	
川鶴笠幡	笠幡前原
川越笠幡水久保	大塚新田南大塚
霞ヶ関	川越駅西口
南古谷駅西	鴨田
四都野台	西部地域振興ふれあい拠点
上戸新町	新河岸駅周辺
藤木	東田町

## どんなルールがあるの？

ルールは、地区によって異なります。建物の用途を制限し、用途の混在を防いだり、ゆとりあるまちづくりのために、建ぺい率の最高限度を定めるなどさまざまです。また、地区計画では建築基準法に定め

ない、敷地面積の最低限度や壁面の位置、建築物の高さ、垣根または柵の構造などについても定められます。そのため、より地区の実情に合った住環境を形成するまちづくりを進めることができます。

## 工事着手30日前までに届け出が必要です！

地区計画が定められている区域内で、建築物の新築・増築・改築や工作物の新築・増築・外構などの工事を行うときは、工事着手の30日前までに都市計画課（本庁舎5階）へ届け出が必要です。

地区のルールによっては、建築確認申請が不要な小規模な増築、柵の設置、物置・車庫の設置などでも届け出が必要な場合があります。事前にご確認ください。

**\*地区計画が定められている区域、ルールの内容などについては詳しくは、都市計画課、市ホームページで確認できます。**

## ごみ処理とびっくす

清掃センターがストップ？

事故防止にご協力を

資源循環推進課 239-6267

可燃ごみの中に混入した不燃ごみが、清掃センターの焼却炉の装置に詰まってしまい、その除去のためにごみ処理を停止しなければならぬ事故が数多く発生しています。可燃ごみの中に不燃ごみを混入することは、絶対にやめてください。

また、ごみ集積所に、事務所や商店などの事業所から出るごみを出すことはできません。事業系のごみは、事業者の責任で適正に処理してください。ご協力をお願いします。

詰まった異物を除去するためには、費用も時間もかかります



灰押し出し装置内部



内部に詰まっていた金属類。左側は水筒と思われるもの

## ごみ出しの強い味方 「川越市ごみ分別アプリ」 配信中！

収集日カレンダー、分別辞典など、ごみ出し情報を提供するスマートフォン向けアプリです。アプリは無料ですが、インターネット接続などにかかる費用は利用者の負担となります。

● iPhone 版



● Android 版



## 耐震・アスベスト調査に補助

建築指導課 224-5974

事前の申請が必要です。補助については、申請後、交付決定まで日数がかかる場合があります。交付決定まで、業者との契約はできません。いずれの補助も、補助額が予算額に達した時点で終了します。

### 耐震に関する取り組み

市では昭和56年以前に建てられた建築物を対象として、次の取り組みを行なっています。

#### ■耐震診断・耐震改修補助

民間建築士などが行う、有料の耐震診断・耐震改修工事費用に補助金を交付します。

**対象：**木造2階建て以下の戸建て住宅・兼用住宅・長屋・共同住宅▼木造以外の分譲マンション▼多数の者が利用する建築物▼緊急輸送道路閉塞建築物▼要緊急安全確認大規模建築物

### 補助額

#### ①住宅など

診断Ⅱ上限4万円

改修Ⅱ上限30万円

②分譲マンション・多数の者が利用する建築物

診断Ⅱ上限100万円

改修Ⅱ上限300万円

③緊急輸送道路閉塞建築物

診断Ⅱ上限300万円

④要緊急安全確認大規模建築物

診断Ⅱ上限200万円

#### ■無料簡易耐震診断

木造2階建て以下の住宅を対象に、パソコンソフトによる無料の簡易耐震診断を行っています。

診断希望の方は、建築確認関係図書・各階の平面図等を用意して、建築指導課(本庁舎5階)にご連絡ください。結果は、後日お知らせします。

#### ■無料耐震診断相談会

日時：5月10日(日)、午前10時～午後4時



会場：名細市民センター

対象：在来工法の木造住宅(2階建て以下・延べ床面積500㎡以下)

申し込み：事前連絡の上、4月30日(木)までに建物図面を同課に持参

### アスベスト含有調査補助

アスベストの飛散による健康被害予防のため、アスベストが施工されている恐れがある建築物の分析調査費用に補助金を交付します。

**対象：**アスベストを含有している可能性のある吹き付け建材の分析調査  
補助額：上限25万円

## 国際貢献事業に補助

国際文化交流課 224-5506

多文化共生と国際交流・協力を推進するため、地域の国際化に貢献する活動を行っている市民団体に、補助金を交付します(上限4万円)。

**対象事業・活動：**青少年等を海外へ派遣・海外から受け入れ、海外文化の紹介など、市民の国際交流や国際理解を促進する事業▼教育・地球環境・公衆衛生・農業技術などの啓発活動や技術援助など、国際協力を展開する事業▼日本語指導・通訳などのボランティア活動を通じて、外国籍市民が暮らしやすいまちづくりを促進する事業

～ひとくち情報～

ミニ・インフォメーション

～ひとくち情報～

### ●地域防災計画の公表 防災危機管理課 224-5554

埼玉県地域防災計画の改正などを踏まえ、川越市地域防災計画を修正しました。同計画と意見募集の結果は、防災危機管理課(本庁舎4階)・市民センター・公民館・市ホームページで確認できます。

### ●4月10日号から紙面の表記が変わりました 広報室 224-5495

「市政にゆうす」を「ニュース」に、「小江戸いんぷお」を「催し・募集」に変更しました。なお、構成内容に大きな変更はありません。

### ●本庁舎耐震改修工事を実施中 管財課 224-5633

本庁舎のトイレの一部が使用できません。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

# 人事発令(4月1日付け)

職員課 224-5553

## 市長部局

**部長等**：報道監兼政策財政部オリンピック大会準備担当理事根岸督好

▼**総務部長**：莊博彰 ▼**危機管理監**：西島昭善 ▼**市民部長**：大岡敦 ▼**環境**

部長佐藤嘉晃 ▼**産業観光部長**：早川茂 ▼**建設部長**：小谷野雅夫 ▼**会計室理事**：松田裕二

**副部長等**：秘書室長細田隆司 ▼**政策財政部副部長兼政策企画課長**：永堀孝明 ▼**政策財政部オリンピック大会準備担当参事**：前島和行 ▼**政策財政部参事兼行政改革推進課長**：川村清美 ▼**総務部防災危機管理担当参事**：岸田隆 ▼**総務部参事兼技術管理課**

## 特別職の退任と選任(敬称略)

職員課 224-5553

**副市長の退職(3月31日付け)**

奥山秀

**上下水道事業管理者の退職(3月31日付け)**

尾崎利則

**上下水道事業管理者の任命(4月1日付け)**

栗原薫(60歳・川鶴一丁目)

## 行政委員の選任(敬称略)

職員課 224-5553

**固定資産評価審査委員会委員(4月1日付け)**

落合正治(64歳・松江町二丁目)

久都間益美(66歳・新宿町五丁目)

\* 固定資産評価審査委員会：固定資産の評価額に対する不服の審査・決定を行う。

長貫井一弥 ▼**総務部参事兼情報統**計課長岡部実 ▼**市民部参事兼市民**活動支援課長吉敷巨弘 ▼**市民部参**事兼市民センター推進室高階市民セ

ンター所長利根川晃 ▼**市民部参事**兼市民センター推進室名細市民セ

ンター所長橋本邦明 ▼**文化スポー**ツ部副部長兼文化芸術振興課長久津間則子 ▼**文化スポー**ツ部参事兼国際

文化交流課長益子俊明 ▼**福祉部副**部長兼介護保険課長小高理典 ▼**こ**ども未来部参事兼こども安全課長後藤徳子 ▼**環境部副部長兼環境対策**課長新井律男 ▼**産業観光部副部長**兼産業振興課長田中三喜雄 ▼**産業**観光部参事兼農政課長川野修治 ▼

都市計画部副部長兼都市計画課長石井隆文 ▼**都市計画部参事兼建築指**導課長平野秋生 ▼**建設部参事兼河**川課長永瀬芳和 ▼**会計室長**：樋口紀子

## 上下水道局

**部長**：事業推進部長土井一郎

**副部長**：経営管理部副部長兼給水サ

ービス課長刀根芳明 ▼**事業推進部**

副部長兼下水道整備課長田島佳晴

## 議会事務局

**副事務局長**：議会事務局副事務局長

兼庶務課長田宮修

## 教育委員会部局

**副部長等**：教育総務部副部長兼教育

財務課長野口昭彦 ▼**学校教育部参**事兼市立川越高等学校事務長大嶋美紀夫

## 選挙管理委員会事務局

**事務局長**：選挙管理委員会事務局長

赤沢由美子

**退職者(部長級)**：3月31日付け

政策財政部オリンピック大会準備担

当理事福田司 ▼**総務部長**：栗原薫

▼**危機管理監**：森政一 ▼**市民部長**：木島宣之 ▼**環境部長**：根岸孝司 ▼**産**業観光部長岸田政明 ▼**建設部長**：野原英一 ▼**建設部理事**：小池均 ▼**会**計室理事今井孝雄

\* 課長職以上の名簿は、市ホームページに掲載しています。

## 人事発令(4月1日付け)

消防局総務課 222-0741

## 消防局

**消防局長**：消防局長齊木利之

**次長等**：消防局付次長川越市派遣

岸田隆 ▼**消防局次長**：高野春雄 ▼

川越北消防署長吉田利政 ▼**川越中**

央消防署長岸康弘 ▼**川越西消防署**

長比留間富雄

**退職者(部長級)**：3月31日付け

消防局長大久保愛一郎

## 布類拠点回収(前期)を実施

資源循環推進課 239-6267

回収場所など詳しくは、3月10日発行の広報川越と同時期に配布した「平成27年度家庭ごみの分け方・出し方」でご確認ください。

日程：5月10日～6月21日(5月31日、6月7日を除く)、日曜日

時間：午前9時～正午

## 浄化槽の補助制度について

環境対策課 224-5894

単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換および合併処理浄化槽の維持管理に補助金を交付します(補助金が予算額に達した時点で締め切り)。郵送では受け付けできません。申請方法等詳しくは、市ホームページを確認するかお尋ねください。

### 家庭用合併処理浄化槽の設置

単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換をする方に補助金を交付します。申請期間は来年2月15日(月)まで、実績報告の提出は来年3月10日(木)までです。

### ■設置

**対象区域**：原則として下水道事業認可区域・農業集落排水事業実施採択区域を除いた区域

① 既存住宅の浄化槽設置工事のみ  
補助金額：5人槽 41万円 ▼ 6・7人槽 44万2000円 ▼ 8～10人槽 64万2000円

② 建て替えに伴う合併処理浄化槽への転換

補助金額：10人槽以下 12万円

③ 下水道事業認可区域内で下水道整備が7年以上見込まれない区域に

おける合併処理浄化槽への転換  
補助金額：10人槽以下 12万円

### ■撤去費

①の工事に併せて行う既存単独処理浄化槽等の処分に対する補助

補助金額：6万円

### ■配管費

①の工事に併せて行う配管工事に対する補助(重点転換地区のみ)  
補助金額：20万円

### 家庭用合併処理浄化槽の維持管理

浄化槽を新たに設置、または構造の変更等を行った浄化槽管理者は、浄化槽法により、使用開始3か月を経過したあとの5か月間に「設置後の水質検査(7条検査)」を受け、その後は毎年「定期検査(11条検査)」を受ける義務があります。

浄化槽を適正に維持管理するため、保守点検・清掃・法定検査を実施している方に補助金を交付します。申請期間は、保守点検の契約最

終日の翌日から3か月以内または、来年3月25日(金)のいずれか早い日まです(契約最終日が3月の場合は3月1日(火)から可)。

**対象区域**：下水道処理区域(下水道が使える区域)以外

申請回数：平成26年度以降最初に申請した年度から翌々年度末まで(上限3回)

設置後の水質検査(7条検査)

補助金額：5人槽 1万円 ▼ 6・7人槽 1万1000円 ▼ 8～10人槽 1万2000円

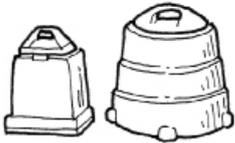
定期検査(11条検査)

補助金額：5人槽 7000円 ▼ 6・7人槽 8000円 ▼ 8～10人槽 9000円

## 生ごみ処理機器の購入費補助

資源循環推進課 239-6267

生ごみの減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理機器を購入しようとする方に補助します。受け付けは、先着順です。定数になり次第終了します。購入前に申請が必要です。



① コンポスト容器(生ごみ処理容器)

90基

補助額：購入金額の2分の1(限度)

額2700円)

② EM容器(室内用バケツ型容器) 30基

補助額：購入金額の2分の1(限度額1800円)

③ 電気式生ごみ処理機 30基  
補助額：購入金額の2分の1(限度額1万8000円)

\* 下水管・浄化槽などに接続し、直接排水するデイスポージャーは、対象ではありません。

### 対象

市内在住で、機器を常に良好な状態で維持管理できる方。

### 申請できる基数

コンポスト容器・EM容器：合計で1世帯2基

\* すでに①②で2基分の補助を受けている方で、①の補助を受けてから10年を経過している場合、①のみ申請できます。

電気式生ごみ処理機：1世帯1基

\* 過去に③の補助を受けた方、①②と合わせて③の補助や、過去5年間に①②の補助を受けた方は、申請できません。

### 申し込み

印鑑を持参し、資源循環推進課(つばさ館1階)。

受付期間：4月13日(月)～来年2月26日(金)

# 高齢者のための福祉サービス

高齢者いきがい課 ☎224-5809

すべてのサービスは、市内に住所がある方が対象です。

## シニア銭湯デイ26

毎月26日を「ふるの日」とし、市内の銭湯(旭湯・元町2丁目)を無料で利用できます。

対象…65歳以上

利用方法…銭湯に備え付けの「シニア銭湯デイ26利用券」に住所・氏名・生年月日を明記し番台に提出

## 健康ふれあい入浴利用券

1回200円(一般公衆浴場は300円)を補助します(年度内6回)。利用可能施設についてはお尋ねください。

対象…65歳以上

## 敬老マッサージサービス事業

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうのいずれかを年1回、無料で受けられます。利用券は4月上旬に郵送予定。申請は不要です。

対象…70歳以上(年度内に70歳に達する方を含む)

## 市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証の交付

対象…70歳以上

経費…1乗車100円(80歳以上無料)

## 老人福祉センターの利用

大広間、娯楽室、浴場等を無料で利用できます。心身障害者・母子世帯の方も可。

●東後楽会館 ☎224-3366

●西後楽会館 ☎232-6177

対象…60歳以上

## 老人憩いの家の利用

無料で談話室等を利用できます。

●小ヶ谷老人憩いの家

☎245-8494

●高階北老人憩いの家

☎248-6565

●川越駅東口老人憩いの家

☎228-7717

対象…60歳以上

## 要介護高齢者手当の支給

入院している場合は、お尋ねください。申請月から支給します。

対象…在宅で要介護3~5の65歳以上

支給額…月額8,000円

## 紙おむつの給付

月額5,000円の範囲内で、申請の翌月から紙おむつを給付します。

対象…在宅の要介護4・5で、常時失禁の状態にあり、排泄の介助が必要な65歳以上(要介護1~3の方はお尋ねください)

## 配食サービス

1日1食(昼食分または夕食分)、週4食まで、調理された食事を自宅に届け、安否を確認します。

対象…在宅で、老衰、心身の障害、疾病等の理由により調理や買い物が困難な方で次の要件を満たす65歳以上

①1人暮らし

②上記①以外で、家族等が疾病、就労等の理由で食事の支援を受けることが困難

経費…1食当たり500円

## 訪問理美容サービス

理・美容師が在宅高齢者の自宅を訪問し、調髪等を行います。

対象…在宅の要支援または要介護で、理・美容院へ行くことが困難な65歳以上

経費…1回当たり2,000円(調髪またはカットのみの場合)

利用回数…年度内4回(申請月により回数が異なります)

## 消防局への緊急通報システムの貸与

対象…1人暮らし(8時間以上1人になる方等を含む)で、慢性疾患により常時注意を要し、使用できる電話がある、おむね65歳以上

経費…設置工事は無料(8時間以上1人になる方等の世帯は、生計中心者の所得状況により、一部自己負担あり)

\*電話回線の基本料金・通話料金は自己負担です。

\*申請の翌月末に設置します。

## 日常生活用具の給付・貸与

●給付(自動消火器・火災警報器・電磁調理器)

対象…自動消火器・火災警報器=在宅の要介護1~5または、1人暮らしの65歳以上▶電磁調理器=在宅で1人暮らしの65歳以上

経費…生計中心者の所得状況により自己負担あり

## ●貸与(一般加入電話回線)

対象…1人暮らしで市民税所得割が非課税、かつ電話の権利を有しない65歳以上

\*基本使用料は市が負担します。

## 生活管理指導員等派遣

対象…介護保険の対象とならない、日常生活が困難な65歳以上

経費…所得税額により異なる

利用回数…週1回1時間以内

## 生きがい活動支援通所

居住地域により、利用施設を決定します(送迎・給食あり、入浴なし)。利用施設についてはお尋ねください。

対象…介護保険の対象とならない、家に閉じこもりがちな65歳以上

経費…1日600円

利用回数…週1回

## 生活管理指導短期宿泊

対象…介護保険の対象とならない、家族が冠婚葬祭などで不在の場合に1人で生活することが不安な65歳以上

経費…1日1,730円

利用回数…年度内7日

利用施設…養護老人ホームやまぶき荘 ☎231-1551

## 徘徊高齢者等家族支援サービス

「徘徊探知システム」の利用経費の一部を助成します。

対象…65歳以上の徘徊高齢者を自宅で介護している家族

助成額…申込料=全額▶機器の月額使用料=2分の1(限度額2,000円)

## 家具転倒防止器具等取付費助成

地震発生時の家具転倒事故を防止する器具の取付費用を助成。

対象…65歳以上の方のみで構成される世帯

助成額…1世帯3台までの取付費

## 居宅改善費助成

手すり設置や段差解消などの居宅改善費用の一部を助成します。

対象…介護保険法による要支援・要介護認定を受けていない65歳以上で本人および同居者の市民税所得割額が10万円以下

助成額…対象経費の2分の1以内(上限15万円)

\*助成決定前の着工は無効です。

## その他のサービス(寝具丸洗い・寝具乾燥、障害者控除対象者認定、家族介護慰労金の支給など)

\*サービスの内容等詳しくはお尋ねください。

## 障害者福祉課のお知らせ

Tel 224-5785  
Fax 225-3033

### 難病患者見舞金の申請

難病患者の方に、見舞金を支給します。平成27年度の申請は、障害者福祉課(本庁舎1階)で来年3月31日(木)まで受け付けます。

支給額：年3万6000円

\*申請した月により、支給期日が異なります。

**対象**：市内に1年以上居住し、申請時に有効期限内の指定難病医療受給者証(埼玉県発行)、特定疾患医療受給者証(埼玉県発行)、指定疾患医療受給者証(埼玉県発行)、川越市小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの交付を受けている方

**持ち物**：各医療受給者証・印鑑・本人名義の預(貯)金通帳

### 川越市収入証紙の払い戻し

昨年3月31日で廃止となった川越市収入証紙は、消印や汚損等があるものを除き、未使用のものは額面相当金額を払い戻し(還付)します。申請手続き後、還付金を指定口座に振り込みます。申請方法等詳しくはホームページをご確認ください。

### 福祉タクシー利用券・ガソリン利用券

次の対象に該当し、福祉タクシーの利用または、ガソリンの費用助成を希望する方は、障害者手帳・印鑑・車検証(ガソリン利用券希望の方のみ)を持参し、障害者福祉課(本庁舎1階)に申請してください。

なお、既に福祉タクシー利用券の登録がお済みの方には、平成27年度分の利用券を送付しました。ガソリン利用券への変更を希望する方は、未使用のタクシー利用券・障害者手帳・印鑑・車検証を持参し、4月中に同課に申請してください。

**対象**：身体障害者手帳1級・2級、療育手帳①・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている在宅の方

会計室 ☎224-6051

**還付申請期間**：平成31年3月31日まで(土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)

**受付場所**：会計室(本庁舎1階)

**持ち物**：未使用の川越市収入証紙、申請者の印鑑、申請者名義の振込先口座番号が分かるもの

## 地域包括支援センターをご活用ください

高齢者いきがい課 ☎224-5809

主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師など専門知識を持った職員が連携し、地域の高齢者の皆さんの問題解決のお手伝いをします。これまで相談業務のみを行っていた地域包括支援センター(下記の●印)では、4月から支援体制を強化し、他のセンターと同様の業務を実施します。それに伴い「ランチ」から「分室」に名称変更しました。



**対象**…65歳以上とその家族

**支援内容**…高齢者福祉・介護予防・高齢者虐待・成年後見制度などについての相談▶地域の関係機関や、ケアマネジャーとのネットワークづくり▶要支援1・2と認定された方の介護予防ケアプランの作成、介護予防サービスの調整▶介護保険の申請代行

### ○地域包括支援センターキングス・ガーデン

石原町1丁目27-7 ☎299-6760

### ○地域包括支援センター小仙波

小仙波947-1 ☎227-7878

### ○地域包括支援センター連雀町(\*)

連雀町31-2 ☎229-5332

### ○地域包括支援センターよしの

鴨田3355-1 ☎298-7807

### ●地域包括支援センター分室(旧ランチ)みなみふるや

並木新町2-5桜ビル301 ☎235-7731

### ○地域包括支援センターたかしな

砂新田4丁目1-4ブランドールビル2階 ☎291-6003

### ○地域包括支援センターみずほ

中台元町1丁目16-11 ☎241-3676

### ○地域包括支援センターだいとう

南台2丁目11-4南台ハイツ1階 ☎249-7766

### ○地域包括支援センターかすみ

かすみ野1丁目1-5 ☎234-8181

### ○地域包括支援センターみなみかぜ

吉田204-2 ☎239-0003

### ●地域包括支援センター分室霞ヶ関北(旧ランチこもれび)

的場2098-22 ☎298-6221

\*地域包括支援センター連雀町では、4月から理学療法士が常駐し、介護予防に関する支援等を行っています。

# 環境政策課のお知らせ

TEL 224-58066 FAX 225-98000

## ■新工不機器設置への補助金

申請用紙は、環境政策課(本庁舎5階)で配布しています。詳しくは、市ホームページまたは、申請の手引きをご確認ください。

いずれの補助金も4月1日以降に着工した方が対象です。また予算がなくなり次第受け付けを終了します。

**受付期間**：4月17日(金)～来年1月29日(金)(先着順)

**申し込み**：申請用紙に必要事項を明記し、必要書類を添えて同課に持参(郵送不可)

## ■太陽熱利用システム導入に補助金

個人の住宅に太陽熱利用システムを設置する方に、補助金を交付します。

**補助金額**：1件当たり1万8千円

## ■太陽光発電システム導入に補助金

個人の住宅に太陽光発電システムを設置する方に、補助金を交付します。

**補助金額**：1kw当たり1万円(上限4万円)

**対象**：2kw以上のシステム

## ■みどりの補助金

生け垣設置、市街化区域内の建築物の屋上や壁面の緑化に加え、駐車場の緑化についても補助金の対象となりました。申請用紙は、環境政策課で配布しています。詳しくは、市ホームページまたは、申請の手引きをご確認ください。

いずれの補助金も4月1日以降に着工した方が対象です。また予算がなくなり次第受け付けを終了します。補助金の申請については、事前に環境政策課(本庁舎5階)へ相談してください。

**受付期間**：4月17日(金)～来年1月29日(金)(先着順)

## ■生け垣設置に補助金

緑豊かで、災害に強いまちづくりのため、公道沿いに生け垣を新設(3m以上)する費用やブロック塀の撤去費用に補助金を交付します。



**補助金額**：限度額7万2千円

## ■屋上・壁面・駐車場緑化に補助金

市街化区域内の建築物の屋上・壁面、道路から容易に見える駐車場の緑化費用に補助金を交付します。

**屋上緑化**：限度額36万円

**壁面緑化**：補助資材設置の場合限度額9万円▼つる性植物を下

垂させる場合限度額18万円

**駐車場緑化**：限度額6万円

## ■みどりの支援について

### ■保存樹木・保存樹林指定

市内に残る貴重な樹木、樹林を「保存樹木」「保存樹林」に指定し、保存のための奨励金を交付します。指定を希望する場合は環境政策課にご連絡ください。

**保存樹木**：年額1本3600円

**保存樹林**：市街化区域1㎡当たり年額27円▼市街化調整区域1㎡当たり年額2円

\*昨年度から保存樹林の面積要件が緩和され、市街化区域500㎡以上▼市街化調整区域1000㎡以上の山林が対象になりました。

## ■市民花壇

一定要件を満たす花壇を「市民花壇」に指定し、地域団体の皆さんに、市から支給する花の植え替えや、水やり・除草などをお願いしています。新たに市民花壇の指定を希望し、花壇工事を伴う場合は、8月28日(金)までに申請してください。



## ■「緑の募金(家庭募金)」にご協力を

市内の緑化に役立てるために、自治会を通じて募金を行います。

**期間**：5月1日(金)～31日(日)

## ■「川越市緑の基金」にご協力を

市内の緑化推進・緑地保全のために、市独自で基金の積み立てを行っています。募金箱は、本庁舎1階と5階にあります。

# 協働事業の募集

市民活動支援課  
☎224-5705

協働推進事業制度は、「市民活動団体等」と市が、それぞれ提案する事業を適切な役割分担で実施し、「協働」を積極的に推進する制度です。今年度も「提案型協働事業」と「協働委託事業」を実施する団体を募集します。

応募要項は市ホームページからダウンロードできます。

\*「市民活動団体等」とは、自治会等の地域組織・NPO法人・ボランティア団体・市民活動団体等をいいます。

## 市民の皆さんからの提案による「提案型協働事業」を募集

地域のさまざまな課題を解決するため、「市民活動団体等」が主体的に取り組む協働事業を募集します。市は、その事業に対して経費の一部を補助することで、協働によるまちづくりを推進していきます。

募集期間…4月10日(金)～5月7日(木)

対象…市内に事務所または活動場所があり、公益的な活動を行っている、5人以上で構成する市民活動団体等(宗教活動・政治活動・選挙活動を目的とする団体等は不可)

補助金額…補助対象経費の2分の1(上限20万円)

申し込み…市民活動支援課(本庁舎3階)で配布する応募要項の「補助金申請書」に必要事項を明記し、必要書類を添えて同課

## 市が提案する「協働委託事業」の実施団体を募集

市が提案する事業を市と協働で実施する市民活動団体等を募集します。今年度は、以下の4つの事業です。

### ①男女共同参画情報紙「イーブン」の発行

男女共同参画の正しい理解と意識啓発を行うため、情報紙を年2回発行する事業です。

### ②イーブンライフ in 川越

人権週間にちなみ、男女共同参画社会の実現を目指し、市民への啓発と理解を深めるためのイベントを実施する事業です。

### ③子育て情報誌作成

子育て中の方や、これから子育てする方を対象に各種相談窓口や子育て情報などを紹介する情報誌を作成する事業です。

### ④かわごえエコツアー

環境に対する理解を深めるために、市内の環境スポットの見学などを行う事業です。

募集期間…4月10日(金)～5月7日(木)

対象…市内に事務所または活動場所があり、公益的な活動を行っている、5人以上で構成する市民活動団体等で、次のすべてを満たすもの

- 組織の運営に関する規則などがある
- 予算・決算を適正に行っている
- 1年以上継続して活動している
- 委託事業を的確に遂行できる

申し込み…市民活動支援課(本庁舎3階)で配布する応募要項の「事業提案書」に必要事項を明記し、必要書類を添えて同課



市民の森指定

個人などが所有する樹林に散策路や休憩施設などを整備し、市民の皆さんの憩いの場とするため「市民の森」を指定しています。

始めませんか? 「緑のカーテン」  
建物の前面にネットを張り、アサガオやゴーヤなどのつる性植物をはわせて日陰を作り夏場の室内の温度上昇を抑える「緑のカーテン」は、今が始めどきです。皆さんの自宅や職場でも取り組んでみませんか。皆さんの作った「緑のカーテン」を市のホームページ等で紹介する予定です。詳しくは、広報川越でお知らせします。

■その他  
アライグマ対策  
アライグマ(特定外来生物)は繁殖力が強く、天敵がいないため、近年急激にその数を増やしています。在来の生態系に被害が及んでいるだけでなく、家屋被害等も発生しています。見つけたら環境政策課にご連絡ください。

こどもエコクラブ会員募集  
平成7年度から始まった「こどもエコクラブ事業」。近所の友達や家族でグループを作って、生き物調査やリサイクル活動などを楽しみませんか。3歳から高校生までと成人のサポーターを含む2人以上で、グループ登録できます。申し込みは、随時受け付けています。ご希望の方は電話で環境政策課にご連絡ください。